

栃木県糖尿病・慢性腎臓病（CKD）対策協議会設置要綱

（設置）

第1条 栃木県における糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）（以下「糖尿病等」という。）の効果的・効率的な予防対策を検討するとともに、医療の連携を推進するために、「栃木県糖尿病・慢性腎臓病（CKD）対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）糖尿病等の予防の推進に関すること
- （2）糖尿病等の医療の連携推進に関すること
- （3）その他必要な事項に関すること

（組織）

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、以下のうちから知事が委嘱する。

- （1）糖尿病等の予防、医療に関する関係者及び学識経験者
- （2）その他糖尿病等の対策に係る関係者

3 委員の任期は3年とする。

4 委員は再任することができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会部会を設置することができる。

4 協議会は原則公開とする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20（2008）年4月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28（2016）年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30（2018）年7月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31（2019）年4月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5（2023）年10月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8（2026）年4月1日から適用する。